

【設問】

以下の【事例】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、X、Y及びVの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く）。

【事例】

1 X (28 歳・男性・身長 178 cm・体重 70 kg) は、職場の後輩である V (25 歳・男性・身長 168 cm・体重 62 kg) に 5 万円を貸していた。2 人で合意した返済日を過ぎたため、X は V に対して 5 万円を返すように何度か催促したが、そのたびに、V は、「今は金がないんです。もう少し待ってください。」などと言って、返済しなかった。V の態度に立腹した X は、「V の自宅アパートに出向いて、金を返すように催促しよう。もし返さないときは、殴ってでも取り立てよう。」と考えた。

2 X は、職場の後輩で、X を兄のように慕っている Y (24 歳・男性・身長 165 cm・体重 65 kg) に電話をかけ、「V に 5 万円を貸しているんだが、返済日を過ぎても、なかなか返してくれない。催促するために V の自宅アパートに行きたいので、自動車で送ってくれ。金を返してもらったら、お前には 5 千円やる。」と頼んだが、その際、V を殴ってでも取り立てるつもりであることは告げなかった。X の話を聞いた Y は、X の粗暴で短気な性格を熟知していたので、X が V を殴ってでも金を取り立てる意図を有していることを認識したが、5 千円の報酬が欲しかったために、X の依頼を了承した。

3 Y は、自己の所有する自動車（以下、Y 車とする。）で X を V の自宅アパート付近まで送った。X は、帰りも Y に自宅まで送ってもらえば楽だと考え、Y 車を降りるとき、Y に対して、「すぐに戻ってくるから、ここで待っていてくれ。」と言った。Y は、X の発言を、V を訪れる人がいないか見張っているという趣旨だと理解し、「分かりました。待っています。」と答えた。

4 Y 車を降りて V の部屋に向かった X は、V の部屋の前まで来ると、ドアをノックした。V がドアを開けると、X が立っていたので、V は X を自己の部屋の玄関に招き入れた。X は、玄関において、立ったまま向き合っていた V に対して 5 万円の返済を求めたが、V はこれまでと同様に、「金がない。」などと言って、返済しようとしなかったため、X は、殴ってでも金を取り立てようと考え、V の左顔面を右手拳で強く 1 回殴打した。V が、X に対して、「何するんですか。」と言ったところ、X は V が着用していたシャツの左胸辺りを右手で強く掴み、「今日は、絶対に金を返してもらおう。これ以上殴られたくなかったら、5 万円返せ。」と言った。V は、X が空手の有段者であることを思い出し、恐怖心を覚えると同時に、殴られたことに対する強い怒りもあったことから、「放せよ。」と大きな声で言うと、X の胸を両手で強く突いた。その結果、X は後方に倒

平成 28 (2016) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：刑事法（刑法）

れて、玄関に設置されていた靴箱の角に後頭部をぶつけて、気を失った。XはVの当該行為により加療約 4 週間を要する頭部裂傷を負った。Vは上記のXの殴打行為によって、顔面に加療約 1 週間を要する打撲傷を負った。

5 上記 4 の X 及び V の行為が行われている間、Y は Y 車内において、周囲の様子に目を配りながら、X が戻って来るのを待っていたが、通行人等は一切なかった。